



No.290  
2018年 9月21日

# 江東区労働組合総連合

江東区労働組合総連合  
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20  
江東教育会館内  
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131

## 安倍9条改憲許すな!

### 東雲都営住宅で署名行動

区民要求実現江東大運動実行委員会は9月8日、憲法9条守ろう・団地署名行動11「東雲都営住宅で行い、11団体31名が参加、152筆の署名が集まりました。

事前に配布した「はがき型の署名用紙」を2名で1チームを作り、各戸訪問しました。事前にお願したように玄関ドアに貼ってある家、その場で快く書いてくれた家もありました。中には憲法改正に賛成という家もありました。一方、署名していいのかわからない」という人にも、平和が

良いですね、戦争になったら困りますね」と話すと署名してくれた人もありました。

参加者は、断られた家もあったが、対話できた家ではだいたい署名してくれた」と話していました。区民要求実現江東大運動実行委員会では今後も3000万署名を引き続き集めていくことにしており、各団体に署名集約を要請していきます。

現在、江東区で集められている署名数は4万筆です。共同行動実行委員会が提唱した憲法9条守る署名が7万筆に



訪問した家庭で快く署名をしてくれました (18/09/08)

達していることを考えると十分とは言えない数です。安倍政権は秋の臨時国会で憲法9条改憲に前のめりになっており、予断を許しません。憲法改悪反対の共同センターは

当面11月まで署名集約をすることにしており、署名を区内すみずみまで広げていくことが求められています。11月27日にはこうした署名の結果をもとに9条改憲ノーの声を集めた区民集会も予定しています。

## ヒューレット・パッカー 解雇争議大詰め 証人訊問が行われる



大雨の中で行われた東京地評争議総行動HP前 (18/09/20)

ヒューレット・パッカー

解雇事件は8月31日と9月5日に証人尋問が14時間にわたって行われ、被告・ヒューレット・パッカーとマンパワ1、原告・青木さん本人と地域労組こうとう書記長の川村さんの尋問が行われました。

尋問の焦点はヒューレット・パッカー 以下HP)が直接雇用から「派遣」に切り替えるときのやりとり、被告側はあくまでも青木さんが自分の意志で、しかも聞いてもない他の二つの派遣会社サクルートとテンプスタックも含めた三つの派遣会社

からマンパワーを選んだかのような図式を映しだそうとしました。しかし実際には、そんな派遣会社など名前も出さず、しかもマンパワーとHPは派遣社員になると支給されない交通費を時給に上乗せして払う事前相談までしていたことがメールのやりとりで明らかです。マンパワーは15年3月に行われた組合との団交でもHPから青木さんを紹介され、簡単な手続きだけでHPで働かせる、営業の手間暇もかからない「美味しい仕事」だと発言しており、HP側の主張がうそとごまかしであることは明らかです。

裁判は11月30日に最終弁論を迎えますが、進行協議が10月4日と17日にあり、裁判をどう迎えるか組合のとりにかかります。

### 江東区労連からのお知らせ

#### ■第160回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動

- 日時…10月 9日(火)
- 場所…亀戸・西大島・木場・辰巳・新木場(8:00-)  
東大島・東陽町 (7:30-)  
東陽町西友前

#### ■江東区労連第36回秋の学習と交流のつどい

- 日時…11月 5日(月)18:30~
- 会場…江東区産業会館第4・5展示室  
(地下鉄東陽町駅4番出口1分)

#### ● プログラム

『パワハラ問題に労働組合はどう応えるか』  
講師：新村響子さん (弁護士)  
いくつかの組合からパワハラに対するとりくみ報告

#### ■地域労組こうとう第10回定期大会

- 日時… 9月29日(土)16:00開会
- 会場…カメラアプラザ5F  
亀戸文化センター第2研修室  
大会終了後 17:45頃~懇親会も。

# 地域労組こうどう260人に 早期に300人めざして組織拡大月間中

地域労組こうどうは今年9月29日の大会で10回を迎えます。

31人で結成した組合は、



昨年の地域労組こうどうの大会の様子

260人近くのローカルユニオンに成長しました。東京のローカルユニオンの中でも2番目に大きな組合です。

ローカルユニオンは、職場に組合がなくても、正規でも非正規でも加入できます。地域労組こうどうは年間100件前後の労働相談を通じて組合に加入して解決を望む仲間を組織して、団体交渉を行い、解決してきました。

解決してもすぐ退会してなくなる...」のでローカルユニオンは組織拡大に役立たないという意見も散見しましたが、地域労組こうどうに加入した人の6割が組合

残っています。それは地域労組こうどうが組合員の交流の場を生かして交流会を行っていること、毎月一回ハガキニュースを全員に郵送して労働相談や闘いの様子などを報告していること、CU東京に加入することによって入院共済や全労連共済などの共済に加入でき、労働組合の原点である共済を利用できることなど

があげられます。安倍政権による働き方改革法が成立したことで、さらに労働者の状態が悪化し、非正規労働者が減るところが増大する中で、江東からひとりぼっちの労働者をなくそう」のスローガンで誕生した地域労組こうどうはこれから組織拡大でも働く権利を守る上でも大きな役割があります。地域労組こうどうは10月、11月を組織拡大月間にして31人を拡大目標にしています。加盟組にも組織拡大への協力をよびかけています。

## 働くルールミニ学習

### ★解雇には合理的な理由と手続きが必要

法律で解雇が制限されているものは、労働基準法では労働者の国籍、信条、社会的身分を理由とする解雇、労災で負傷したり疾病にかかり療養のために休業期間とその後30日間、産前産後の女性が休業する期間とその後の30日間の解雇禁止。労働組合法では、労働組合員であること、労働組合に加入しようとしたことを理由とする解雇禁止等。男女雇用機会均等法での性別による解雇、女性労働者が結婚、妊娠、出産、産前産後休暇を理由とする解雇は禁止。育児・介護休業法では労働者が育児・介護休業を申し出たり、使用したことを理由とする解雇禁止。公益通報者保護法により、公益通報したことを理由とする解雇禁止。

解雇が正当な理由でも一か月前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払わなくてはならない(労基法20条)。

★客観的に合理的な社会通念上相当でない解雇は無効(労働契約法16条)。時々、ミスばかりする、社風に合わない、人間関係が悪い等々の理由で解雇されたという相談があります。納得がいけない場合は解雇理由証明書を請求しましょう(労基法22条)。解雇が無効と判断される事例もたくさんあります。(次号：解雇と退職)

## トピックス

### ★第159回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動

区民要求実現江東区民要求実現江東大運動実行委員会は9月19日、区内7駅+1か所で9の日宣伝行動を行い、11団体57人が参加、1760部のチラシを配布しました。

### 加盟単組の大会から

4月以降の大会について掲載します。

#### ★東京土建江東支部第63回定期大会(4月8日)

委員長 大木 栄一さん  
書記長 大勝 友二さん

#### ★都教組江東支部第73回定期大会(5月9日)

委員長 谷口はるみさん  
書記長 萩原 輝一さん

#### ★日本機関紙印刷所労組第77回定期大会(7月7日)

委員長 大川 真吾さん  
書記長 柳沢 孝史さん

#### ★アサガミプレスセンター労組第70回定期大会(8月4日)

委員長 金澤 浩平さん  
書記長 武田 義隆さん

#### ★日の丸自交労組第66回定期大会(9月8日)

委員長 小野 勝さん  
書記長 相楽哲也さん

#### ★郵政ユニオン新東京支部第7回定期大会(9月8日)

委員長 東條 浩昭さん  
書記長 野上 明さん

#### ★全印総連中央地区協議会第15回定期総会(9月16日)

議長 金澤浩平さん  
書記長 大塚 創さん

## 労働相談の窓から

暑かった夏も終わりホッと一息つきたい季節ですが、労働相談は多く寄せられています。解決事例も含めて報告します。

### ◆働く場所がないと解雇(契約・女性・組合員)

5月に契約社員として入社、その後は無期転換を約束していた。しかし入社当初からまともに仕事を教えてもらえず、まともな仕事を与えなかった。7月に入り、ある重要な案件でミスをしてしまふ。上司に「あなたにこの仕事は任せられない」といわれ、本社でもほかの仕事はないと事実上解雇通告された。会社に公然化し団交が行われると、席上会社側は解雇はしていない、他の部署で働いているつもりだった。したがって解雇予告手当など払わない」という姿勢。代理人弁護士と協議をして、なんとか退職前提の解決金で和解となった。

### ◆労働日数が不定でこまる(契約・男性・他労組紹介)

警備員。毎月のシフトが直前に決まること、シフトに入れる日が少ない、キャンセルされた場合の休業補償がない、有給休暇の時季指定ができない、深夜割増賃金が出ていない等の相談。組合に相談に来る前から労基署に申告していたりして会社からいらまれている様子。団交を申し入れ、第1回交渉が行われた。

有給休暇については事前にシフトを作る前に出して調整する、過去の休業補償分については調査して未払いがあれば支払う、月の就労日希望については了解した。今後も不公平な扱いはしない等を約束。

### ◆会社の同僚による暴行で体調崩す(正規・男性・組合員)

ガソリンスタンドの店長。会社の同僚による暴行や脅しで体調を崩す。入社当初から金銭をたびたび要求してきた、断り続けていると暴行してきた。体調が悪くない休職していると、今度は会社から店の売上金が足りないなどと連絡。体調が悪いので困っている。

アドバイス弁護士への介入も考慮中。会社からの連絡はなくなった。もしも再三にわたり会社から連絡があれば公然化する。同僚の暴行は許しがたいので被害届を出して毅然と対処した方がよい。